

＜令和8年度 市立西大冠幼稚園就労支援型預かり保育に係る申請書類記載要領＞

1. 入園・預かり保育申込書様式第1号（第4条関係） 及び 入園預かり保育申込書〈別紙〉

預かり保育の利用申込みには、当2枚の申込書及び下記2～5（該当する場合は6）の提出が必要です。

(1) 現住所

申請者の申請時点における住所を記載してください。

※転入予定の方は、下記(ア)・(イ)もお願いします。

(ア)転入予定の高槻市内の住所を記載してください。また、結果を令和8年3月9日頃に発送するため、送付先を希望される場合は申込書余白に現住所も記載してください。

(イ)令和8年4月1日時点で高槻市に住民票登録があるように、住民票を異動してください。

(2) 希望利用日

月曜日～金曜日（Bコース）又は月曜日～土曜日（Cコース）うち、いずれかを選択してください。

※「月曜日～土曜日（Cコース）」を選択できるのは、要件書類において土曜日に預かり保育を利用する必要性が示されている場合のみに限られます。具体的には、就労証明書などにおいて、土曜日に保護者のいずれもが拘束されうることが示されている必要があります。

(3) 選考希望月

①どの月を記載された場合でも、選考にかかるのは教育・保育給付認定の2号認定の有効期間内に限られます。求職要件、出産要件など有効期間がある給付認定を受けられた方は、有効期間満了前に更新・別要件への変更等を行うよう、ご留意ください。

②要件書類には有効期間があります。選考継続を希望する場合は、毎年6月頃に送付される現況届及び要件書類の提出が必要です。

(4) 市立幼稚園・認定こども園（1号）、認可施設、年度利用保育と併願される方

併願している施設に内定した場合に、預かり保育の選考を継続するかの意思表示をしてください。

取下げを希望された場合は、他の施設に内定した場合に、預かり保育の選考はからなくなります（他の施設への入園が優先されます）。

(5) 兄弟姉妹入所条件

きょうだいについて、同時に預かり保育の選考を申し込む場合に記載してください

※申込書の記載内容に変更があった場合、『預かり保育の申込内容変更申請書』を提出することで、申込内容の変更ができます。

※申込の取下げを希望する場合は、『預かり保育の申込内容変更申請書』の「申込みの取下げ」欄などを記入の上、早急に提出いただくようお願いします。

2. 教育・保育給付認定申請書

預かり保育の利用を希望される方は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定（2号認定）を受ける必要があります。教育・保育給付認定を受けるためには保護者のいずれにも保育の必要な事由が認められる必要があり、それを示すのが要件書類（後述）です。

(1) 認定希望期間

(ア) 期間の定めのある認定

⇒ 終期は、その期間が属する月の末日を記載ください。

例：求職活動（2か月間）、出産（産後期間が属する月の末日）

疾病・介護看護（診断書等に治療期間の記載がある場合、その期間が属する月の末日）

※有効期間満了前に更新・他要件への変更の手続きが必要です。

(イ) 期間の定めのない認定（上記(ア)以外）

⇒ 終期は、就学前を選択ください。

(2) 保育の必要な事由

保護者それぞれについて該当する要件を選択してください。選択した要件に応じて後述の要件書類において提出する様式が決まります。

(3) 父母及び申請子ども以外で同居する者

祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば等が同居している場合は、記載してください（同住所別世帯を含む）。

(4) 世帯の状況

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護受給世帯に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

(ア) ひとり親世帯の方（いずれか1つ）

『児童扶養手当証書』・『ひとり親家庭医療証』・『戸籍謄本（省略なしの内容）』・『離婚受理証（親権記載のもの。離婚調停中の方は事件係属証明書又は呼出状）』

(イ) 在宅障がい児（者）のいる世帯

『身体障がい者手帳』・『精神障がい者保健福祉手帳』・『療育手帳』・『特別児童扶養手当受給がわかるもの』

(ウ) 生活保護受給世帯

『生活保護受給証』

(5) 申請子どもの保育状況

該当する項目1つを選択してください。

現在保育を委託（予定）している施設があれば、記載してください。

(6) 認定希望日の前年1月1日の住所

転入予定の方（申請時に住民票が高槻市にない方）、令和7年1月2日以降に高槻市に転入された方のみ記載してください。

3. 要件書類

該当する書類を提出してください。保育所等への申込みに当たって提出済みの場合は、変更がない限り再度の提出は不要です。

※本申請書の記載内容に変更があった場合は「教育・保育給付認定申請書」と変更後の要件書類を令和8年2月13日までに提出してください。

(1) 就労証明書

- ・就労している方は、提出してください。
- ・育児休業を取得している方は、「育児休業等取得証明書」も併せて提出してください。
- ・自営業の方は添付書類として以下の書類を提出してください。
 - ①最新年度の確定申告書の控え
 - ②開業届、事業内容のわかるもの

(3) 就学状況証明書

- ・就学している方は、提出してください。
- ・添付書類として以下の書類を提出してください。
 - ①『在学証明書』・『学生証（有効期限内のもの）』・『合格通知書』のうちいずれか1つ
 - ②時間割表又は就学時間がわかる書類（就学状況証明書に時間記載のない場合）

(4) 母子手帳

- ・出産予定日6週間前（多胎児の場合14週前）から産後8週間経過後の翌日が属する月末までにあたる方は、提出してください。
- ※「就労」等の他要件で申込みされる方でも、希望月が出産予定日6週間前から産後8週間経過後の翌日が属する月末までに該当する場合は、「妊娠・出産」要件として認定・採点します。

(5) 病気・障がい状況証明書、介護・看護状況証明書

- ・疾病・障がい又は家族の介護看護を理由に保育を必要とする方は、提出ください。
- ・疾病や障害の状況を示す各種手帳・診断書等を、添付してください。

(6) 求職活動申立書

- ・就労先を探している方は、提出してください。
- ※求職活動を理由に預かり保育の選考にかかるのは、教育・保育給付認定が有効な2か月間のみになります。それ以降も選考を希望する場合は、教育・保育給付認定を求職要件で更新するか、他の要件に基づく認定に切り替える必要があります。

4. 発育状況調書

母子健康手帳に沿って記入してください。

5. 令和7年度の課税状況確認書類

下記の方は、提出してください。

- 令和7年1月2日以降に、高槻市に転入された方
- 令和8年4月1までに、高槻市に転入予定の方
- 高槻市に住民票があるが、市民税が未申告の方（市民税課において税申告を行い、課税証の提出が必要となる場合があります）

※提出があれば、選考上の不利がなくなります。

・保護者それぞれについて、下記①～③のいずれか1つを提出してください。

- ① 市・府民税（所得・課税）証明書
- ② 市民税府民税納税通知書
- ③ 市民税府民税特別徴収額通知書

6. 世帯の状況を示す書類（該当する世帯のみ）

先述の「2 教育・保育給付認定申請書」の(4)を確認の上、必要な書類を提出してください。

高槻市役所 保育幼稚園事業課
TEL：072-674-7692